

## 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う 「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」に対する パブリックコメント実施の中間報告について

### 1 概要

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が実施されます。

新制度に対応するために必要な見直しをした「保育の必要性の認定及び利用調整基準（案）」について、パブリックコメント手続きにより、市民の皆様から御意見をいただいておりますので、主な御意見の内容を次のとおり報告します。

### 2 意見募集の概要

題名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う 「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」
意見の募集期間	平成26年7月14日（月）～平成26年8月12日（火）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより7月21日号、川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー、児童家庭課窓口）、認可保育所及び川崎認定保育園における案内の掲示、「子ども・子育て支援新制度」利用者説明会における説明・資料配布

### 3 8月3日までの概要

意見提出数（意見件数）	45通（件）
電子メール	43通（件）
FAX	2通（件）
郵送	0通（件）
持参	0通（件）

## 4 意見概要

① 「求職活動」について、現行制度でも最下層に位置するが、雇用情勢が決して改善されていない現在において、意欲をもって求職活動を行っている方が希望する職に就くことができるよう求職活動に専念できるようにするためにも、優先度を高めることも必要ではないか。

② 求職中など、所得の低い世帯が保育所に預けられるようにしてほしい。

③ 「別表3においても同点となった場合の取扱い」について

認可保育所の保育料は所得水準によって決められており、所得状況が低い世帯から優先的に入所できる仕組みが納得いかない。保育所の運営面からみても高所得者から高い保育料をとった方がよいはず。所得状況の判断材料の他に何かないものか、高所得者にも認可保育所の保育を受けられるような仕組みを作れないものか再考して欲しい。

④ 別表3の「育児休業を取得しており、入所希望日までに児童の年齢が1歳6ヶ月以上となる場合」の項目に関して、「児童の年齢1歳以上」に変更するか、変更できない場合は削除すべきと考える。

理由1. 国の優先利用事項であるが、保育所が不足している現状では、1年の育休を取得すると保育所入所が困難であるため育休を延長せざるを得ない。育休取得促進の観点及び国の優先利用事項となったことを考慮するならば、育児休業給付金の給付の有無に関わらず「児童の年齢1歳以上」について優先利用の対象とすべき。

もし、育児休業給付金の給付が終了した世帯を優先する特段の事情があるのであれば、「児童の年齢1歳以上」を1点、「児童の年齢1歳6ヶ月以上」を2点とするなどの措置をとるべき。

理由2. 生まれ月による入所の不公平を助長するため。現状、4月の一斉入所で大半の定員が埋まるため、上記項目は4月時点で1歳6ヶ月以上か未満かで大きな差が生じる。2歳以降はクラスが持ち上がるために2歳以降の4月の入所も同様に困難となることが予測される。

⑤ 障害を有する子どもは優先して入園出来るとなっているが、障害の程度により、入園内定を取り消す場合があるとされている。

取り消された場合、他の施設に入ることが出来るのか、又は希望する園で介助者をつける等のサポートは出来るのか。

障害を有する子どもがおり、且つ、ひとり親など収入が少ない家庭の場合は、働くためにも保育を受けなければ生活が成り立たない。

必ず保育園、又は療育施設に入ることが出来るよう、制度を整えて欲しい。

別表1 「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」

番号	保護者の状況		細目	ランク	
1	居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行うものとする。		月実働140時間以上就労	A	
			月実働120時間以上140時間未満就労	B	
			月実働100時間以上120時間未満就労	C	
			月実働80時間以上100時間未満就労	D	
			月実働64時間以上80時間未満就労	E	
			就労先確定	F	
2	自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月実働140時間以上就労	A	
			月実働120時間以上140時間未満就労	B	
			月実働100時間以上120時間未満就労	C	
			月実働80時間以上100時間未満就労	D	
			月実働64時間以上80時間未満就労	E	
			就労先確定	F	
			協力者	月実働140時間以上就労	B
				月実働120時間以上140時間未満就労	C
				月実働100時間以上120時間未満就労	D
				月実働80時間以上100時間未満就労	E
				月実働64時間以上80時間未満就労	F
				就労先確定	G
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D	
4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A	
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C	
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E	
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~E	
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)	A~E	
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A~E	

7	就学	卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~F	
8	求職活動等	求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H	
9	市長による特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業（自発的失業は除く）により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合	A~H

別表2 「同ランク内での調整指数表」

項目	細目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5)別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・「(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が不存在（死亡、拘禁、生死不明）の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者（事実婚を含む）のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合（注1）	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合（注1）	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合（注1）	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児（注1）	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2

就労実績 (注2)	入所希望日時時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	入所希望日時時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 (注3)	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合	-1
産休明け又は育休明け (注4)	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例）過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。

注2 児童の保護者にそれぞれ加算

注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注5 合計指数の上限は15点とする。

### 別表3 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

項目	項目点
対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯。(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる場合（育児休業期間は除く）(注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く）(注3) (注4)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でその期間が2年以上になる世帯	1

帯（育児休業期間は除く）（注3）（注4）	
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳6か月以上になる世帯。	1
既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯	1
就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注5）	1
申込み締め切り時に保育料を滞納している世帯（注6）	0～-3

注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。

注2 入所希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、入所希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は入所希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合

注3 預けている期間に応じて重複適用する。

注4 生まれ月の違いに配慮するため、入所希望月の1年6か月（2年6か月）以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設に預けている期間として1か月を加えることとする。

注5 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

注6 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

### 「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、所得状況のより低い世帯を入所とする。